

東社協福祉施設経営相談室だより

No.121(全9枚)

平成29年2月6日

定款細則東社協モデル（案）をHPで公表しました。

<http://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html>

今回の「定款細則東社協モデル（案）」は、平成28年11月11日に発出された「定款例」をもとに作成しております。

各法人が定款例にもとづき、独自の条文などを記載して、定款を作成している場合は、その内容にそった定款細則にする必要があります。そのための参考として、ご活用くださるようお願い申し上げます。根拠法令・事務連絡等および注記事項の欄にある※印は、東社協事務局が作成した注記事項です。評議員会決議事項、理事会決議事項については、別表といたしました。専決事項及び理事長専決権の受任職名一覧も別表といたしました。各法人で検討し、決めていただく形をとっておりますことをご了承ください。（HPのアドレスは上記のアドレスです）

租税特別措置法第40条の対応について

定款細則東社協モデル（案）は、上記に記載したように平成28年11月11日に発出された「定款例」をもとに作成しているため、租税特別措置法第40条に対応したものではありません。

租税特別措置法第40条の適用とする場合は、租税特別措置法第40条に対応した定款とすることが必要となります。また、定款細則上の評議員会の決議事項、理事会決議事項等の変更も必要となります。

租税特別措置法第40条の事務の取扱い（平成28年11月11日発出）及び適用に関するQ&A（平成29年1月24日付事務連絡）が発出されておりますので、あわせてご確認ください。

参考：国税庁「公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について」

＜東京都社会福祉協議会 経営相談室＞ TEL03-3268-7170

本経営相談室だよりはFAXで送信しておりますが、見えにくい部分がある場合は、お手をかけますが、東京都社会福祉協議会のHPから、経営支援室だよりがダウンロードできます。

東社協HPのトップ画面の「組織・事業から探す」の枠の中にある「経営相談室」をクリックしてください。開いたウィンドウの中にPDFファイルで相談室だよりが掲載されております。

引き続きよろしくお願いいたします。

*本相談室へのご相談には k_soudan@tcsw.tvac.or.jp をご利用ください。

社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る
事務の取扱いについて（抜粋）

社会・援護局 福祉基盤課 平成28年11月11日

○ なお、租税特別措置法第40条の特例の適用を受けるに当たっては、下記の点に留意すること。
(租税特別措置法第40条の特例の適用を受けるに当たっての留意点)

1. 個人が法人に対して土地、建物などの財産を寄附した場合には、これらの財産は寄附時の時価で譲渡があったものとみなされ、これらの財産の取得時から寄附時までの値上がり益がある場合には、寄附者の所得税の課税対象とされる（所得税法第59条第1項第1号）。

一方、これらの財産を社会福祉法人を含む公益法人等に寄附した場合において、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の非課税の承認を受けたときは、この所得税について非課税とする制度が設けられている（租税特別措置法第40条第1項）。

（参考）社会福祉法人に係る租税特別措置法第40条の適用の件数は70件程度（H26.7.1～H27.6.30）である。

2. 社会福祉法人が受贈法人として国税庁長官の非課税の承認を受けるにあたっての留意事項について、下記のとおり整理したので参考とされたい。

なお、租税特別措置法第40条の特例の適用を受けるか否かは各法人の判断であり、所轄庁が一律に指導するものではないことに留意することが必要である。

（1）当該適用を受けるにあたっては、社会福祉法等における規定を遵守するほか、次に掲げる事項が定款に規定されていることが必要となる。

① 社会福祉法等における親族等特殊関係者の制限及び租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号で定める親族等特殊関係者に関する規定が規定されていること。

② 残余財産の帰属先については、国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。

なお、定款例のとおり規定されている、または、社会福祉法人に帰属先が限定されていても問題はない。

③ 評議員の定数（現在数）は、理事の定数（現在数）を超える数であること

④ 重要事項の議決のうち、以下の事項については、

- ・ 理事会における理事総数（現在数）の三分の二以上の多数による同意又は承認
- ・ 評議員会の承認

を必要とすること。

「事業計画及び収支予算」

「基本財産の処分」

「臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）」

「公益事業・収益事業に関する重要な事項※」 ※公益事業・収益事業を行う法人に限る。

⑤ 贈与又は遺贈に係る財産が贈与又は遺贈をした者又はこれらの者の親族が法人税法第二条第十五号に規定する役員となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の同意を得ることを必要とすること。

（2）具体的な記載例については、下表を参照すること。

対 象 条 項	留 意 点
第五条（評議員の定数）	評議員の定数（現在数）は、理事の定数（現在数）を超える数であること。
第六条（評議員の選任及び解任） 第1項・第2項	定款例の備考を踏まえて、定めること。
第〇条（評議員の資格）	定款例第六条の次に以下の条項（例）を設けること。 (評議員の資格)

	<p>第〇条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。 以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。</p>
第八条（評議員の報酬等）	定款例の備考を踏まえて、定めること。
第一〇条（権限）	<p>評議員会の決議事項として、定款例で示すもののほか、「事業計画及び収支予算」「臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）」「公益事業・収益事業に関する重要な事項※」「解散」を追加すること。 ※公益事業・収益事業を行う法人に限る。</p>
第一三条（決議）	定款例を参考に定めること。
第一五条（役員＜及び会計監査人＞の定数）第1項	定款例の備考（1）を踏まえて、定めること。
第十六条（役員＜及び会計監査人＞の選任）第1項	定款例を参考に定めること。
第〇条（役員の資格）	<p>定款例第一六条の次に以下の条項（例）を加えること。 （役員の資格） 第〇条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。 2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。 （注）監事の人数が6人以上である場合には、「また各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。」 の記載については、「監事のうちには、監事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が監事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることにはなっていない。」でも可。</p>
第二一条（役員＜及び会計監査人＞の報酬等）	定款例を参考に定めること。
第二六条（決議）第1項	定款例を参考に定めること。
第二八条（資産の区分）第1項・第2項	定款例を参考に定めること。
第二九条（基本財産の処分）	理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けること。
第三一条（事業計画及び収支予算）第1項	理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けること。
第三二条（事業報告及び決算）第1項・第2項	定款例を参考に定めること。

第三五条（臨機の措置）	理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けること。
第〇条（公益を目的とする事業） 第〇条（収益を目的とする事業）	公益事業・収益事業に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けること。
第〇条（保有する株式に係る議決権の行使）	第三七条の次に以下の条項（例）を加えること。 <例1> 第〇条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の承認を要する。 <例2> 第〇条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。
第三六条（解散）	定款例を参考に定めること。
第三七条（残余財産の帰属）	残余財産の帰属先については、国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。なお、定款例のとおり規定されている、または、社会福祉法人に帰属先が限定されていても問題はない。
第三八条（定款の変更） 第1項	定款例を参考に定めること。

社会福祉法人制度改革に伴う租税特別措置法第 40 条の適用に関する
Q&A について

平成 29 年 1 月 24 日付事務連絡

社会福祉法人制度改革に伴う租税特別措置法第 40 条の適用に関する Q&A

【社会福祉法人からの問合せへの対応】

問 1 過去に租税特別措置法第 40 条の適用を受けていた法人が、失念等により、租税特別措置法第 40 条の適用を前提としない定款例に沿った内容の定款に改正した場合に、直ちに国税庁長官の非課税承認が取り消されることになるのか。

(答)

直ちに国税庁長官の非課税承認が取り消されることはなく、税務署等からの指摘の際に、租税特別措置法第 40 条の適用要件を満たす定款へ改正すれば取り消されない。

【所轄庁監査の際の対応】

問 1 租税特別措置法第 40 条の適用要件を満たす定款に改正したにもかかわらず、監査に

おいて、理事等について、親族等特殊関係者（4～6 親等以内の親族等）が 3 分の 1 を超えて含まれていることが判明した場合には、どのように対応すべきか。

(答)

1. 法人においては、社会福祉法等に基づく親族等特殊関係者（3 親等以内）の制限については遵守しているが、租税特別措置法第 40 条の適用要件を満たす定款に改正したため、親族等特殊関係者（6 親等以内）の制限に抵触することになった場合には、直ちに文書指摘等を行うことはせず、次回の評議員会で理事を選任し直すよう助言することが適当である。

2. なお、評議員・監事においても、直ちに文書指摘等を行うことはせず、法人における準備期間を考慮して、一定期間の猶予を設けることが適当である。

公益法人等に財産を寄附（贈与又は遺贈等）した場合の譲渡所得等の非課税の特例について

ー公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例のあらましー

制度の概要



個人が、土地、建物などの財産（事業所得の基因となるものを除きます。）を法人に寄附した場合には、これらの財産は寄附時の時価により譲渡があったものとみなされ、これらの財産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して所得税が課税されます※（所法59①一）。

※ これは、個人から法人に土地、建物などの財産が無償で移転するときに、個人に帰属する値上がり益に対する所得税を精算するための制度的要請によるものです。

しかし、土地、建物などの財産を公益法人等に寄附した場合に、その寄附が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、この所得税について非課税とする制度が設けられています（措法40①）。

「寄附」とは

「寄附」とは、法人に対する贈与又は遺贈のほか、法人を設立するための財産の提供をいいます。

「公益法人等」とは

この特例の対象となる「公益法人等」とは、公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人（一般社団法人及び一般財団法人のうち法人税法に掲げる一定の要件を満たすものをいいます。）及びその他の公益を目的とする事業を行う法人（例えば、社会福祉法人、学校法人、宗教法人や特定非営利活動法人など）をいいます。

○ この制度の適用を受けるための詳しい要件等については、国税庁ホームページに法令解釈通達を掲載していますのでご参照ください。

【国税庁ホームページ】 www.nta.go.jp

【掲載場所】「ホーム>税について調べる>法令解釈通達>所得税関係 措置法通達目次>租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて」

なお、お分かりにならないことがありましたら、税務署にお尋ねください。

※ **税務署**での**面接による個別相談**（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談など）を希望される場合は、「**事前予約制**」とさせていただきます。

あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。

平成28年6月



税務署 この社会あなたの税がいきっている

承認要件

公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例に係る国税庁長官の承認を受けるには、その公益法人等に対する財産の寄附について次の「要件1」から「要件3」までに掲げる全ての要件（法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、国立大学法人などに対する寄附である場合には、次の「要件2」の要件のみ）を満たすことが必要です（措令25の17⑤）。

要件1

寄附が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること。

<要件1の具体的な判断基準>

次の(1)から(4)までの全てを満たしているときは、上記の「要件1」に該当するものとして取り扱われます。

- (1) 寄附を受けた公益法人等の寄附に係る公益を目的とする事業（以下「公益目的事業」といいます。）が、その事業を行う地域又は分野において社会的存在として認識される程度の規模を有していること。
- (2) 寄附を受けた公益法人等の事業の遂行により与えられる公益の分配が、その公益を必要とする全ての者に与えられるなど特定の者に限られることなく適正に行われていること。
- (3) 寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の運営が営利企業的に行われている事実がないこと。
- (4) 寄附を受けた公益法人等の事業の運営について、法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。

要件2

寄附財産（代替資産を含みます。）が、その寄附日から2年を経過する日までの期間内に寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること。

(注) 1 代替資産とは、収用や災害など一定のやむを得ない理由により寄附財産を譲渡した場合に、その収入金額の全部に相当する金額をもって取得した、減価償却資産、土地、土地の上に存する権利及び株式（株式にあつては、株式交換など一定のやむを得ない理由により寄附財産である株式を譲渡したことにより取得したものに限りません。）などをいいます。

2 寄附を受けた公益法人等が、例えば、寄附を受けた土地の上に建物を建設し、その建物を公益目的事業の用に直接供する場合において、その建物の建設に要する期間が通常2年を超えるときなど、一定のやむを得ない事情があるため、寄附財産を寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供することが困難であると認められるときは、その期間については、国税庁長官が認める日までの期間となります。

要件 3

寄附により、寄附した人の所得税の負担を不当に減少させ、又は寄附した人の親族その他これらの人と特別の関係がある人の相続税や贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること。

<要件3の具体的な判断基準>

次の(1)から(5)までの全てを満たしているときは、上記の「要件3」に該当するものと認められることとされています。

- (1) 寄附を受けた公益法人等の運営組織が適正であるとともに、その寄附行為、定款又は規則において、理事、監事及び評議員（以下「役員等」といいます。）のうち親族関係がある人及びこれらの人と特殊の関係がある人の合計数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1以下とする旨の定めがあること。

(注) 「理事」、「監事」及び「評議員」には、名称のいかんを問わず実質的にみてこれらと同様の役職（例えば、宗教法人の「責任役員」など）も含まれます。

「運営組織が適正である」ことの判定は

運営組織が適正であるかどうかの判定は、次に掲げる事実が認められるかどうかにより行います。

- ① 寄附行為、定款又は規則において、一定の事項が定められていること。
- ② 寄附を受けた公益法人等の事業の運営及び役員等の選任などが、法令及び寄附行為、定款又は規則に基づき適正に行われていること。
- ③ 寄附を受けた公益法人等の経理については、その公益法人等の事業の種類及び規模に応じて、その内容を適正に表示するために必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出並びに資産及び負債の明細が適正に記帳されていると認められること。

「特殊の関係がある人」とは

「特殊の関係がある人」とは、以下に掲げる一定の関係を有する人をいいます。

- ① その人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人
- ② その人の使用人及び使用人以外の人でその人から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している人
- ③ ①又は②に掲げる人の親族でこれらの人と生計を一にしている人
- ④ 次に掲げる法人の法人税法第2条第15号に規定する役員（イにおいて「会社役員」といいます。）又は使用人
 - イ その人が会社役員となっている他の法人
 - ロ その人が①から③までに掲げる人並びにこれらの人と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

- (2) 寄附した人、寄附を受けた公益法人等の役員等若しくは社員又はこれらの人と親族関係若しくは特殊の関係がある人に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
- (3) 寄附を受けた公益法人等の寄附行為、定款又は規則において、その公益法人等が解散した場合の残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。
- (4) 寄附を受けた公益法人等につき公益に反する事実がないこと。
- (5) 寄附により公益法人等が株式の取得をした場合には、その取得によりその公益法人等の保有することとなるその株式の発行法人の株式（寄附前から保有する株式を含みます。）が、その発行済株式の総数の2分の1を超えることとならないこと。

承認を受けるための手続

国税庁長官の承認を受けようとする人は、次のとおり「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書」及び必要な添付書類を提出しなければなりません。

承認申請書の提出から承認までの流れ

承認申請書の提出

《承認申請書を提出する人》

原則として、寄附した人（遺贈の場合は、遺贈をした人の相続人及び包括受遺者）です。

《承認申請書の提出先》

寄附した人の所得税の納税地を所轄する税務署に提出します。

《承認申請書の提出期限》

原則として、**寄附の日から4か月以内**（その期間を経過する日前に寄附した日の属する年分の所得税の確定申告書の提出期限が到来する場合には、その提出期限までです。）

《承認申請書の用紙》

承認申請書の用紙は税務署に備え付けています。また、国税庁ホームページにも掲載していますので、印刷してご使用ください。

審査

【国税庁ホームページ】 www.nta.go.jp

【掲載場所】「ホーム>申告・納税手続>税務手続の案内>譲渡所得税関係>[手続名] 租税特別措置法第40条の規定による承認申請」

《承認のための要件》

2ページの「承認要件」をご覧ください。

承認（不承認）の通知

承認を受けた後、承認要件に該当しなくなったときは？

国税庁長官の承認を受けた寄附であっても、その後承認要件に該当しなくなった場合は、国税庁長官は、その承認を取り消すことができるとされています。

なお、寄附を受けた公益法人等が寄附財産を公益目的事業の用に直接供する前に承認が取り消された場合には、寄附した人に対して、寄附を受けた公益法人等が寄附財産を公益目的事業の用に直接供した後に承認が取り消された場合には、寄附を受けた公益法人等に対して、原則として、その取り消された日の属する年分の譲渡所得等として所得税が課されます。

寄附を受けた公益法人等に対して相続税や贈与税が課税される場合

公益法人等（持分の定めのない法人に限ります。）に対して財産の寄附があった場合において、その寄附によりその寄附した人の親族その他これらの人と特別の関係がある人の相続税や贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるとき（「承認要件」の「要件3」に準じて判定します。）は、寄附を受けた公益法人等に対して相続税や贈与税が課税されます（相法66④）。